資金借用証書

生活・特別・特別Ⅱ
住宅・教育奨学・引越等

（資金の種類を〇で囲んでください）

・借受人が印紙を購入し張らずに添付する
・貸付金額により金額が違うので注意する
※収入印紙は「郵便局・法務局」で購入できます。

収入印紙
10万円まで　200円
50万円まで　400円
100万円まで1,000円
110万円以上2,000円
※貼らずに添付してください。

借用金額	百万	拾万	壱万	千	百	拾	円
	1	0	0	0	0	0	0

一般社団法人鹿児島県教職員共助会の「貸付事業に関する細則」の定めを承知のうえ、次の各条項を確約し、上記金額を確かに借用しました。

一般社団法人　鹿児島県教職員共助会理事長　様

1　償還期限は所定の償還回数の最終月の末日とし、同日までに期日を厳守し、元利金を遅滞なく償還します。
2　万一遅滞あるときは、償還期限前でも分割による償還の権利を失い、その残額を一括請求されても異存はありません。
3　退職の場合は直ちに退職金等で残額を一括償還します。
4　債権の実行、保全に要する経費および本契約不履行により生ずる損害は、借受人で負担します。
5　借り替え借用は、借用金額より既貸付分を相殺することに同意します。

借受人（※自筆のこと）			印
	所属所名	鹿児島市立共助小学校	
	会員名	共助　太郎	共助
	現住所	鹿児島市共助町４－１８	

「申込書」と同じ印鑑を押印すること
（住宅資金は実印）

貸付を受ける際の留意点

1　償還月額は元利均等償還方式で計算し、端数は最終回に精算します。償還は貸付の翌月からとし、償還金の納入期日は毎月その月末までとなります。ただし、ボーナスからの償還分については支給月の月末までとなります。
2　償還の途中であっても残額の一部償還または全額を一括償還することができます。ただし、「月々・ボーナス併用払い」については、一部償還はできません。
3　貸付利率は業務細則によります。
4　この書類の記載内容については、共助会が定めた「個人情報保護に関するガイドライン」に基づき適切にとり扱います。ただし、特に必要が生じた場合借受人と協議します。

記入上の注意点

1　借用金額の訂正は無効です。
2　借用金額は５０万円までは５万円単位、５０万円以上は１０万円単位で記入してください。
3　訂正は、必ず書類に使用した印で処理してください。

受付日		理事長	専務	常務	部長	係	処理者
貸付日							